建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

建設リサイクル法の届出

１．建設リサイクル法とは

・法の概要

・分別解体等実施義務

・再資源化等実施義務

・届出、契約等の手続

・行政による助言・勧告、命令

・許可及び登録

２．届出概要

・届出書類

・届出期日

・注意事項

・届出済シールについて

３．関係法令等問い合わせ先一覧

問い合わせ先
藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市役所計画建築部住まい暮らし政策課
TEL：0466-50-3541（直通）

１． 建設リサイクル法とは

・法の概要

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことを、一般的に「建設リサイクル法」と呼んでいます。

特定の建設資材についての分別解体や再資源化や、解体工事業者についての登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律で、**建築物の解体だけでなく、再資源化可能な資材を使用する工事全般が対象**となります。

・分別解体等実施義務

＜分別解体等の実施義務の概要（法第９条）＞

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事や新築工事等でその規模が一定の基準以上のものについては、その受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除き、施工方法に関する基準に従って分別解体をしなければなりません。

【施工方法に関する基準（施行規則第２条)】

①対象建築物の調査

（吹き付けアスベスト等の付着物の調査、フロン類使用機器調査含む）

②分別解体等の計画書の作成・届出

③事前措置の実施

④工事の施工

・建築物の解体工事の工程

①建築設備・内装材等の取り外し

②屋根ふき材の取り外し（原則手壊し）

③建物本体・外装材等の取り壊し

④基礎等の取り壊し

・建築物以外（工作物、土木工事等）の解体工事の工程

①工作物に附属する物の取り外し

②基礎以外の部分の取り壊し

③基礎等の取り壊し

＜対象となる特定建設資材＞
・コンクリート
・コンクリート及び鉄から成る建設資材（PC 版など）
・木材
・アスファルト・コンクリート

＜対象工事の規模＞

・建築物の解体工事	床面積の合計	80 ㎡以上
・建築物の新築又は増築工事	床面積の合計	500 ㎡以上
・建築物の工事（修繕・模様替）	請負代金	1 億円以上
・建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金	500 万円以上

・再資源化等実施義務

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければなりません。（法第１６条）

・届出、契約等の手続

＜発注者又は受注者の義務＞
① 建設リサイクル法の届出　※藤沢市住まい暮らし政策課に提出してください
工事に着手する７日前までに藤沢市長に届出。
＜受注者の義務＞
①発注者への説明
対象建設工事を請け負うにあたり、発注しようとする者に対して分別解体等の計画等の必要事項を書面で説明。
②下請負人に対する告知
下請負人に対して発注者が届出た事項を告知。
③再資源化等の記録
再資源化等が完了した際は、発注者にその旨を報告。あわせてその記録を作成し保存。
＜発注者受注者双方の義務＞
①書面の取り交わし
契約書の中に、建設業法に定められた事項のほか、解体の方法、解体工事に要する費用等を明記。

・行政による助言・勧告、命令

藤沢市長は、分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対して分別解体等の実施に関し、必要な助言又は勧告を行うことができるほか、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合には、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

また、再資源化等に関しても同様です。

・許可及び登録　※問合せ先：神奈川県県土整備局　建設業課

工事請負業者は、それぞれ許可及び登録が必要です。

- 500 万円以上の解体等対象工事
  - → 土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可
    ※とび・土工工事業では解体工事は行えません。
- 500 万円未満の解体等対象工事
  - → 県知事の解体工事業登録

２．　届出概要　※藤沢市住まい暮らし政策課に提出してください

・届出書類

【HP より建設リサイクル法届出に関する各書式のダウンロードが可能ですので、ご利用ください】

＜届出＞

①届出書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二号）

②分別解体等の計画書（解体工事）・・・別表１

分別解体等の計画書（新築等工事）・・・別表２

分別解体等の計画書（工作物・土木工事等）・・・別表３

③委任状　→　発注者又は自主施工者以外の代理者が届け出る場合は必要です

④工程表　→　任意の書式で添付してください

⑤案内図　→　任意の書式で添付してください

⑥写真・設計図

→　解体工事の場合は、必ず外観写真を添付してください

設計図は、配置図・平面図・立面図を添付し、サイズは A4 としてください

工事着手の７日前までに届出をしてください。 例　：　４月８日（月）着手　→４月１日（月）までに届出 ※７日前が土日休日（閉庁日）にあたる場合は、その前日までに届出が必要です。

※分別解体等の計画書は３種類ありますのでご注意ください。

※正・副の２部をご用意ください。副に届出済印を押し、返却いたします。

※工事の内容に変更があった場合は、変更届出書を工事着手の７日前までに提出する必要があります。

＜通知＞

公共工事の場合は「通知書」を提出してください。

※正・副の２部をご用意ください。

※添付書類は、案内図のみです。

・注意事項

＜石綿（アスベスト）の事前調査結果の掲示について＞

大気汚染防止法の改正により、平成 26 年 6 月 1 日以降、建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、石綿（アスベスト）建材の使用の有無にかかわらず、事前調査の結果を周囲から見やすい場所に掲示する必要があります。

＜フロン類の回収について＞

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」では、フロン類を使用している業務用の冷凍冷蔵機器及び空調機器の廃棄や整備の際に、フロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収を義務付けています。

＜その他有害物質等の適正管理について＞

・飛散性石綿含有の吹付け石綿等が使用されている建築物の解体及び修繕工事は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の届出を行い、その法令に基づき適切に除去作業を行った後、特別管理産業廃棄物として適正に処分してください。

・木造の土台などに防腐・防蟻として CCA、クロルデン剤等が塗布又は注入されている木材は、他の木材と分別して、廃棄物処理施設で処理してください。

・有害物質であるポリ塩化ビフェニル(PCB)、フロン類、ダイオキシン類、蓄電池及びその他の有害物質等については、関係法令を遵守し、適正に処理してください。

・届出済みシールについて

住まい暮らし政策課にて建設リサイクル法の届出を受付した際、「届出済みシール」をお渡ししますので、必ず「建設業許可」又は「解体工事業登録」の標識に貼り付け、現場に掲示してください。

３．関係法令等問い合わせ先一覧

・飛散性アスベスト（Lv.1 及び Lv.2）解体についての届出
　＊大気汚染防止法
　藤沢市環境部環境保全課　TEL0466-50-3519（直通）
　＊労働環境安全衛生法
　労働基準監督署（藤沢）　TEL0466-23-6753

・再資源化等に関する問い合わせ
　湘南地域県政総合センター　環境部　環境調整課
　TEL0463-22-2711

・建設業許可、解体工事業登録に関する問い合わせ
　神奈川県県土整備局　事業管理部　建設業課　建設業審査担当
　TEL045-313-0722

・法全般に関する問い合わせ
　県土整備局都市部技術管理課　建設リサイクルグループ
　TEL０４５－２８５－３２０３